平成２８年（フ）第１９６号
静岡県伊豆市柏久保815番地の１、前住所静岡県駿東郡長泉町本宿630番地の６　サンコートＡ棟101号
債務者　北村　鉄夫
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
静岡県沼津市岡宮1458番地の８
債務者　田代　敏恵
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４５６号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　１―206号
債務者　堀江　正史
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４７１号
堺市北区新堀町２丁107番地　メゾンリーガル48―203号
債務者　佃　　友孝
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４９５号
大阪府富田林市高辺台１丁目５番505―105号
債務者　村上　勝志
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８７９号
福岡市東区和白東２丁目25番10号
債務者　仲　　浩司
１　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９２５号
福岡県福岡市南区高木３丁目15番15―101号
債務者　岡田　　瞳
１　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２８０７号
大阪府豊中市上津島１丁目12番１―115号
債務者　寺野　政之
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５７号
愛知県高浜市湯山町４丁目７番地２　県営葭池住宅10棟307号、住民票上の住所愛知県高浜市八幡町１丁目11番地６　弥生マンション101号
債務者　鈴木ケーレルカイヨミこと　スズキケーレル　カイヨミ
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月16日午後２時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
愛知県豊田市中根町原山10番地３
債務者　**廣**瀬枝美果
１　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月16日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
静岡県浜松市中区海老**塚**１丁目14番19号　リエス浜松駅南704号、前住所静岡県浜松市中区海老**塚**１丁目14番19号　リエス浜松駅南805号
債務者　朝倉統志雄
１　決定年月日時　平成28年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
釧路市大楽毛南５丁目11番２号　グランコート201号
債務者　小宮美智子
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月８日午前11時
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２９９号
静岡市駿河区大谷１丁目18番16号　センチュリー２　103号
債務者　石川　淳也
１　決定年月日時　平成28年７月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２３号
静岡県榛原郡吉田町片岡2084番地の１　サニーフラットⅡ303、旧住所東京都府中市四谷５丁目37番地の７　カレン多摩川607
債務者　梯　　克博
１　決定年月日時　平成28年７月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３５５号
福岡市東区千早５丁目14番24号
破産者　有限会社サンドール
１　決定年月日　平成28年７月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８２号
千葉県大網白里市南横川3164番地56　レオネクストジェマーレ大網104号室、住民票上の住所千葉県大網白里市南横川3164番地148
破産者　熊田　光一
１　決定年月日　平成28年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係